

事務事業点検シートの見方

事務事業の名称です。基本的には平成23年度予算の細事業名です。ただし、事業の分割又は統合を行った場合は、分割又は統合後の名称を記載しています。

この事務事業に関連する予算科目の名称です。複数の予算科目にまたがることとなる場合は主要な予算科目を記載しています。

この事務事業が該当する「明石市第5次長期総合計画」の基本構想に掲げる「まちづくり戦略の5つの柱」及び戦略計画に掲げる「まちづくり戦略の展開の方向」を記載しています。

この事務事業が該当する個別計画(福祉、教育、都市基盤整備等、まちづくりの各分野の展開について定める計画)を記載しています。

事業目的を「対象(誰を・何を)」と「意図(どういう状態にしたいのか)」に分けて記載しています。

事業内容を記載しています。平成21・22年度の実績及び平成23年度の実績見込みを併記しています。なお、事業内容を活動単位に区分し、表形式で記載している場合があります。

平成21・22年度決算額及び平成23年度当初予算額の事業費・人件費、総事業費(事業費+人件費)、総事業費の財源内訳を記載しています(千円未満は四捨五入)。人件費は、その事業に携わっている人員数に雇用形態・職種ごとの平均人件費を乗じて算出した参考値です。

平成22年度決算の事業費の明細を記載しています(千円未満は四捨五入)。

平成22年度決算事業費明細の合計額です。「22決算 事業費」欄と同額となります。

平成23年度 事務事業点検シート

事務事業名	一般管理事務事業		新規/継続	継続事業	整理番号	0505001							
開連予算科目	会計	一般会計	分割/統合	事業の分割/統合の内容									
	款	総務費	事業所管課	総務部総務課									
	項	総務管理費	連絡先	(078)918-5005									
	目	一般管理費	自治/法定	自治事務	開始年度	不明							
第5次長総の戦略の柱展開の方向	事業	一般管理事務事業	根拠法令・要綱等	地方自治法、公益通報者保護法等									
個別計画			実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 指定管理									
対象(誰を・何を)	すべての事務事業 ・市民、事業者や市民活動団体、市議会、市長その他の執行機関や職員												
意図(どういう状態にしたいのか)	市役所全庁に関わる庶務事務を統括し、各課が円滑で効率的に事務事業を執行できるよう体制づくりや庁内の連絡調整を実施する。また、各部課に属していない新たな行政需要に対し、柔軟に対応することで市民サービスの向上を図る。												
事業目的	時代の変革や新たな市民ニーズに対応し、より簡素で効率的に事務を執行できるよう組織編成に係る事務。 ・部課係の数(4/1現在) 【H20】20部17室92課226係 【H21】20部17室92課231係 【H22】20部16室93課228係 【H23】20部16室92課227係 ・調整組織の数(4/1現在) 1【H20-23】												
事業内容	庁内における各課が円滑に事務を執行できるよう部長会議の運営や市議会に関する議会対応事務など庁内全般に係る事務。 さらに、複雑・多様化し、新たに生じた事務のうち、その他の部課に属さない事務を執行する。 ・部長会議の開催(毎週火曜日、臨時)【H20-23】 ・議会対応事務(定例議会4回、臨時議会1回)【H20-23】 ・庁内議会対応打合せ(2回)【H20-23】 ・「北方領土の日」啓発(横断幕設置 2月、4箇所)【H20-23】												
	内部公益通報に関する事務 【H21】 ・法令遵守の推進等に関する条例の制定 【H22】 ・法令遵守の推進等に関する条例施行規則の制定 ・公益監察員の選任(2名) ・法令遵守の推進等に関する条例、職員研修会の開催(6月 課長級以上、7月・8月 その他正規職員)												
	市民参画条例に関する事務 【H23】 ・市民参画条例職員研修会の開催(8月 係長級) ・市民参画推進会議の設置、推進会議の開催(10月 予定)												
事業のコスト(単位:千円)	事業費	人件費(参考値)	総事業費(参考値)	財源内訳			23年度人員配置(人)						
				国・県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	正規	再任用	任期付	アルバイト	その他	
21決算	2,349	7,844	10,193	0	0	0	10,193	2.20	0.00	0.00	0.00	0.00	
22決算	3,515	10,800	14,315	0	0	0	14,315	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
23当初予算	4,959	18,700	23,659	0	0	0	23,659	0.00	0.00	0.00	0.00	2.20	
区分(節)	内容	金額	区分(節)	内容	金額								
2	旅費	近接地旅費	88	2	旅費	近接地旅費、研修会参加旅費	106						
2	需用費	コピー用紙、事務用品、図書、新聞など	329	2	需用費	コピー用紙、事務用品、図書、新聞など	1,154						
2	役務費	北方領土の日横断幕取付費用	24	2	役務費	北方領土の日横断幕取付費用	24						
2	使用料及び賃借料	コピー使用料など	974	2	委託料	公益監察業務委託	2,625						
2	委託料	公益監察業務委託料	2,100	2	使用料及び賃借料	コピー使用料	1,019						
				2	負担金補助及び交付金	研修負担金	31						
	合計		3,515		合計		4,959						

新規事業、継続事業等の区分を以下の例により記載しています。
「継続事業」…平成22年度以前からの継続事業
「H23新規」…平成23年度から実施している新規事業
「H24新規」…平成24年度から実施しようとする新規事業
「H22廃止済」…平成22年度限りで廃止となった事業

平成23年度事務事業の総点検における整理番号です。課コード(4桁)+所管課ごとの事業連番(3桁)で7桁の番号です。

事務事業の分割・統合を行った場合にその内容を記載しています。

事業所管課と連絡先電話番号を記載しています。

事業開始年度(わからない場合は「不明」)を記載しています。

事業の根拠となる法律・条例・要綱等を記載しています。

自治事務・法定受託事務の区分を記載しています。

事業の実施記載しています。各項目の示す意味は以下のとおりです。
「直営」…市が直接、事業を実施している
「委託」…市が民間事業者等に委託して事業を実施している
「補助・助成」…市が市民団体等に補助金・助成金等を出すことにより事業を実施している
「指定管理」…指定管理者制度を活用して事業を実施している
「その他」…その他の方法により事業を実施している

事業に携わる職員数を正規職員・臨時職員等に区分して記載しています。ここで記載する職員の範囲は原則として課長以下の職員としています。
職員の区分の意味は以下のとおりです。
「正規」…正規職員
「再任用」…再任用職員
「任期付」…任期付短時間勤務職員等
「アルバイト」…アルバイト事務員等
「その他」…臨時嘱託等その他職員
1人の職員が1年間1つの事業だけに携わった場合を1人としています。例えば1人の職員が1年間4つの事業に均等に携わった場合は、それぞれの事業に0.25人の計上としています。

平成23年度決算の事業費の明細を記載しています(千円未満は四捨五入)。

平成23年度当初予算事業費明細の合計額です。「23当初予算 事業費」欄と同額となります。

事業の成果を数値で表す指標を記載しています。
その事務事業の有効性や効率性の評価に結びつけるためにその事業による活動から直接的にもたらされる成果指標を設定しています。
なお、数年間で1つの成果物(施設・計画等)の完成を目指す事業の場合は、完成までの過程の進み具合を指標として設定していることがあります。

必要性の評価
事業の目的が、市民ニーズや社会情勢に適合しているか。また市が事業を行う必要はあるか(民間、国・県等が実施すべき事業ではないか)を検討して、「高い」「やや高い」「やや低い」「低い」の4段階で評価しています。説明欄には、評価の根拠を記載しています。
なお、「H22廃止済」事業及び「H24新規」事業については、評価の対象外としています。

有効性の評価
事業目的と手法(事業内容)の関係について、事業の目的に照らして効果的な手法かどうか。また、事業の成果は十分に上がっているかを検討して、「高い」「やや高い」「やや低い」「低い」の4段階で評価しています。説明欄には、評価の根拠を記載しています。
なお、「H22廃止済」事業及び「H24新規」事業については、評価の対象外としています。

効率性の評価
事業のコスト及びコストと成果の関係について、事業費削減の取組みは十分か。また、人件費削減の取組み(委託・IT化等を含む)は十分かを検討して、「高い」「やや高い」「やや低い」「低い」の4段階で評価しています。説明欄には、評価の根拠を記載しています。
なお、「H22廃止済」事業及び「H24新規」事業については、評価の対象外としています。

事業の評価と事業の規模・手法の改善の判断を踏まえて、今後の具体的な事業展開方針を記載しています。

今後の事業展開方針を受けて、平成24年度に実施する予定の具体的な改善内容(事業費増減要因等)と、これに対応する平成24年度予算における事業費増減の見込み(平成22年度当初予算比)を財源ごとに記載しています。なお、金額は、あくまで平成23年8月末時点での事務事業の担当部署による見込みであり、市の最終決定を示すものではありません。

整理番号	0505001	事務事業名	一般管理事務事業					
事業の成果	指標名	考え方・定義・式	単位	21年度	22年度	23年度見込み		
	統廃合により減少した室・課の数	簡素で効率的な組織を目指していることから、統廃合により減少した室・課の数を成果指標とする。	課	3	5	1		
事業の評価(所管課評価)	指標で表せない成果							
	<ul style="list-style-type: none"> ・部長会議の開催により、市政に関する主要な事項について協議調整し、相互の連絡調整が図れている。 ・市内各課に共通する事務に関しては、市長事務部局と行政委員会との連絡調整を行うほか、総務課と議会事務局が協議して議会対応に関する要領を作成するなど、事務処理における統一したルールを定め、庁内に説明・周知することで、各課が事務を円滑かつ効率的に執行できている。 ・内庁公益通報については、公益監察員の設置と職員研修会による制度の周知により、通報しやすい環境を整備している。 ・市民参画については、条例の制定により市民参画の手続等が明確に規定され、より一層市民の意向を反映した市政の推進を図る。 							
事業の評価(所管課評価)	項目	評価	説明					
	必要性	高い	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内各課が円滑に事務事業を執行するためには、組織などの体制づくりや議会との連絡調整、庁内庶務に関する事務の執行は不可欠である。 ・市以外の主体が実施することは考えられない。 					
	有効性	高い	多様化する市民ニーズや行政課題に的確、迅速に対応できる簡素で効率的な組織編制を進めている。					
	効率性	高い	内庁公益通報に関する事務や市民参画条例の推進に関する事務など近年の社会情勢に対応した事務を限られた予算の中で効率的に行っている。					
		評価：高い・やや高い・やや低い・低い						
今後の事業の方向性(所管課方針)	項目	判断	説明					
	事業の規模	維持	必要性、有効性は、いずれも高く現行のまま維持する。					
	手法の改善	維持	有効性、効率性は、いずれも高く現行のまま維持する。					
		事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止						
今後の事業展開方針								
多様化する市民ニーズや行政課題に的確、迅速に対応できる適正な業務執行体制を確立するとともに、限られた経営資源を最大限に活用し、行政サービスの向上を図れるよう簡素で効率的な組織編制を取り組んでいく。 市民参画条例については、市民及び職員への周知、PRを進めるとともに、市民参画推進会議を設置し、条例の実効性を高めていく。								
平成24年度の具体的な改善内容(事業費増減要因等)			24年度予算事業費増減見込(千円)					
市民参画条例に基づく市民参画推進会議を設置することから委員報酬費の予算化を要するため。			対23年度当初予算比	合計	財源内訳			
					国・県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源
削減見込				0	0	0	0	0
増加見込				318	0	0	0	318
差引 +				318	0	0	0	318

「平成24年度の具体的な改善内容」「24年度予算事業費増減見込」は、平成23年8月末時点の見込みであり今後変更があり得ます。

その事業による指標で表せない成果を記載しています。定量的に測ることが難しい成果について、何がどのような状態になったのかを記載しています。

事業の規模の判断
事業の評価(主に必要性・有効性の評価)を踏まえて、今後の事業の規模をどのようにしていくべきかを「拡充」「維持」「縮小」「休廃止」の4段階で判断しています。
説明欄には、判断の根拠を記載しています。
なお、一部、市だけの判断で事業の方向性を決定できないため、記載のない事業があります。
また、「H22廃止済」事業及び「H24新規」事業については、判断の対象外としています。

手法の改善の判断
事業の評価(主に有効性・効率性の評価)を踏まえて、今後の事業の手法をどのようにしていくべきかを「維持」「軽微な改善」「抜本的改善」「休廃止」の4段階で判断しています。(「休廃止」は、事業の規模の判断において、「休廃止」を選択した場合に選択することとしています。)
説明欄には、判断の根拠を記載しています。
なお、一部、市だけの判断で事業の方向性を決定できないため、記載のない事業があります。
また、「H22廃止済」事業及び「H24新規」事業については、判断の対象外としています。